

離婚時の厚生年金の分割

(平成 19 年 4 月実施)

- 離婚した場合には、第3号被保険者期間の分割の対象とならない期間（共働き期間など）も含め、当事者の合意又は裁判所の決定があれば、婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができます。
- 分割割合は、婚姻期間中の夫婦の保険料納付記録の合計の半分を限度とします。
- 施行日以降に成立した離婚を対象としますが、施行日以前の保険料納付記録も分割対象とします。

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

(平成 20 年 4 月実施)

- 被扶養配偶者（第3号被保険者）を有する第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とし、その旨を法律上明記します。
- 第3号被保険者期間（施行後の期間）は、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割できることとします。
 - ① 夫婦が離婚した場合
 - ② 分割を適用することが必要な事情があると認める場合（配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など。省令で規定）

<図表 4-2>

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】

